

神奈川県監査委員公表第2号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成28年2月23日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 小 川 久仁子  
 同 茅 野 誠

1 措置の対象となった監査の結果

平成27年7月24日（神奈川県公報号外第62号）神奈川県監査委員公表第18号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会を除く18箇所に係る29事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県相模原県税事務所	平成27年2月5日 (平成26年12月17日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の調定に当たり、収入科目を誤っているものが2件、1,965円あった。また、そのうち調定が3月を超えて遅れているものが1件、969円あった。	不適切事項の収入科目の誤りについては、諸規定の確認が不十分であったことによるものであり、平成27年1月26日に暖房施設等庁費立替収入と行政財産使用料とに分ける科目更訂処理を行った。 また、調定の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化するとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚県税事務所	平成27年4月28日 (平成27年2月9日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、法人事業税の申告内容の調査等に当たり、二以上の都府県に事務所等を有して事業を行う法人に係る課税標準額の分割基準の誤りを看過し、必要な措置を講じていなかったため、1件、10,000円が徴収不足であった。	不適切事項については、申告内容の確認が不十分であったことにより、課税標準額の分割基準の誤りを看過したものであり、徴収不足分については、速やかに調査・指導したところ、法人から自主的に平成27年3月16日に修正申告書の提出があった。なお、納付は、平成27年3月13日に行われた。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

## (2) 安全防災局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県 総合防災 センター	平成27年2月6日 (平成27年2月5日及び同月6日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、重要物品1点(台帳価額8,490,000円(平成元年取得価格))の不用の決定に当たり、神奈川県財務規則の規定により本庁機関の課長の承認が必要であるにもかかわらず、所長の決裁のみにより決定していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものであり、不用の決定については、監査後、同規則の規定に基づき、本庁機関の課長の承認を受けた。 今後は、このようなことがないように、所内研修を実施し、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

## (3) 県民局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県 平塚児童 相談所	平成27年2月13日 (平成27年2月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の処理を行わずに防犯灯が設置されているものが1件あった。	不適切事項については、行政財産の管理に当たり、現状確認が不十分であったことによるものであり、設置者からの行政財産目的外使用許可申請を受け、平成27年2月18日に目的外使用許可を行った。 今後は、このようなことがないように、定期的に現状確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県 厚木児童 相談所	平成27年3月23日 (平成27年1月16日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、非常勤職員の報酬の支払に当たり、源泉徴収税額表の適用を誤り、所得税及び復興特別所得税8件、3,838円が徴収不足であった。	不適切事項については、源泉徴収税額表の確認が不十分であったことによるものであり、所得税及び復興特別所得税の不足分については、平成27年2月6日に本人から徴収した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

## (4) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県 農業技術 センター	平成27年1月28日 (平成26年12月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、エレベーター2台の保守点検業務委託(契約金額492,480円)について、うち1台が故障により使用できないにもかかわらず、	不適切事項については、エレベーターの状況に合わせた対応が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、保守点検業務の契約の内容

		修理しないまま保守点検を実施し、当該エレベーター分として 164,160 円を支払っており、不適切な事務処理となっていた。	を状況に合わせて見直すとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立かながわ農業アカデミー	平成 27 年 4 月 6 日 (平成 27 年 1 月 13 日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 洗浄施設(実験用流し台 2 箇所)の設置に当たり、事前に水質汚濁防止法に基づく届出を行っていなかった。 2 発酵施設(面積 147 m <sup>2</sup> (常用))及び乾燥施設(畜糞乾燥機 1 箇所)での作業に当たり、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく設置許可を受けていなかった。	不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。 1 洗浄施設については、関係法令についての理解が不十分であったことによるものであり、平成 27 年 6 月 19 日に特定施設の届出を行った。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 発酵施設及び乾燥施設については、県条例についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、県条例の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県畜産技術センター	平成 27 年 1 月 26 日 (平成 26 年 12 月 16 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、家用電気工作物精密点検業務委託の契約の締結に当たり、競争入札を行うべきところ、見積合せを行い随意契約(契約金額 1,058,400 円)により契約していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 保健福祉局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成 27 年 1 月 26 日(平成 26 年 12 月 9 日及び同月 10 日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託の契約(契約金額 4,412,880 円)の締結に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が 16,913 円過大のまま契約を締結していた。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、設計額の積算過程において、確認が不十分であったことから、設計額が過大となったものである。 今後は、このようなことがないように、設計額の構成を見直し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めること

		<p>額の適用を誤ったため、10件、78,870円が支給不足であった。</p> <p>(2) 一般管理費で雇用している非常勤職員の本人負担分に係る雇用保険料について、人材課の雇用保険料として控除すべきところ、受入所属を誤り、厚木保健福祉事務所の雇用保険料として控除処理しているものが8件、67,332円あった。</p>	<p>とした。</p> <p>2 庶務事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 非常勤職員の雇用については、報酬単価の取扱いに関する理解が不十分だったことによるものであり、不足分については、平成26年12月25日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 雇用保険料の受入所属の誤りについては、受入所属の確認が不十分だったことによるものであり、所属更訂処理の依頼を会計局に行い、平成27年1月15日に処理済であることを確認した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立平塚看護専門学校	平成27年1月28日(平成26年12月16日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>物品管理事務において、物品34点(総評価額562,000円)の寄附受入れに当たり、神奈川県財務規則の規定により本庁機関の部長の承認が必要であるにもかかわらず、校長の決裁のみにより決定していた。</p>	<p>不適切事項については、寄附による物品の取得に当たり、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことから、校長の決裁のみにより決定したものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県精神保健福祉センター	平成27年1月21日(平成26年12月10日及び同月11日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に伴う精神保健福祉センター庁費の立替収入の徴収に当たり、平成26年度の歳入として整理すべきところ、歳入の所属年度を誤り平成25年度の歳入としているものが1件、20,520円あった。</p> <p>2 庶務事務において、公</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、出納閉鎖期間における収入の年度区分についての認識が不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 旅費については、経路の確認が不十分だったことによるも</p>

		務出張に当たり、非常勤職員の勤務先から直接出張先への経路で算定すべきところ、在勤庁を出発地とする経路で算定していた。	のである。 今後は、このようなことがないように、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	--

(6) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立産業技術短期大学校	平成 27 年 3 月 24 日 (平成 27 年 1 月 20 日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、空調設備等保守点検業務委託(契約金額 2,365,200 円)における平成 26 年 9 月分の委託料 1 件(25,920 円)の支払に当たり、履行確認後 3 月を超えて支払っていた。また、契約で定められた受託者からの作業報告書ではなく、受託者が再委託した者からの報告書に基づいて履行確認を行っていた。	不適切事項については、職員の業務に対する認識不足及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数職員による進行管理、履行確認を徹底するとともに、受託者に対する連絡調整、指導を密に行い、適正な事務執行に努めることとした。

(7) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	平成 27 年 2 月 4 日(平成 26 年 12 月 17 日から同月 19 日まで職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、観音崎公園の占用許可に当たり、占用料の算定を誤って許可していた。これにより、占用料 1 件、6,570 円を過大に徴収していた。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 2 件、400 円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 財産管理事務については、占用の許可に当たり、対象となる物件を誤認したことによるものであり、許可面積について変更許可を行うとともに、過大徴収分については、平成 27 年 2 月 20 日に占用者に還付した。 今後は、このようなことがないように、許可すべき物件の現状を十分に確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 旅費については、平成 27 年 1 月 23 日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、職員の日程を所属内で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木土木事務所	平成 27 年 1 月 23 日 (平成 26 年 12 月 2 日から同月 4 日まで職	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の目的外使用許	不適切事項については、次のとおり措置した。

	員調査)	<p>可に伴う光熱水費等の調定が3月を超えて遅れているものが1件、30,866円あった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 不動産鑑定評価業務の実施に当たり、報酬額の算定を誤ったため、1件、31,320円が支払不足であった。また、内容に不備のある不動産鑑定評価書を受理しており、履行確認が適正に行われていなかった。</p> <p>(2) 庁舎保守管理等業務委託の契約（契約金額 9,366,840円）の締結に当たり、労働者派遣と請負により行われる事業との区分に関する基準（労働省告示）に照らして不適切な条項があった。</p>	<p>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 不動産鑑定評価業務については、一発注で複数地点を鑑定評価する場合は、評価の過程で取引事例等の資料が共有できるものと認識していたため、複数地点割引を適用し発注したことによるものであり、実際の成果品には資料は共有されておらず、割引が適用されないことを、成果品の受理及び履行確認において見過ごしたことによるものである。また、不足分については、平成27年4月3日に支払をした。</p> <p>今後は、このようなことがないように、積算時の算定方法の理解の向上を図るとともに、一発注で複数地点の鑑定評価を依頼する場合は、報酬額を算定する段階において、評価の過程で共用できる資料の有無を確認のうえ報酬額を算定することを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 庁舎保守管理等業務委託契約については、関係法令の理解が不十分であったことによるものであり、平成27年3月30日に変更契約を締結した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	平成27年1月23日 (平成26年12月12日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、非常勤職員報酬の加給の支給に当たり、支給期日を遅延して支給したものが1件、298,680円あった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 <p>今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県	平成27年1月23日	(不適切事項)	

厚木土木事務所東部センター	(平成26年12月8日から同月10日まで職員調査)	財産管理事務において、県立公園の駐車場の管理許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、201円が徴収不足であった。	不適切事項については、管理許可の使用料に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成27年1月14日に収入した。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県西土木事務所	平成27年3月19日 (平成27年2月6日、同月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、環境省関係浄化槽法施行規則の定めに基づく活性汚泥方式の浄化槽の保守点検を週1回以上実施すべきところ、平成26年4月から同年10月までの間実施していなかった。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。また、公用車を利用した経路と旅行命令の経路が異なっているものなどがあった。 (要改善事項) 「足柄上合同庁舎警備業務等契約における設計額積算に関する件」 足柄上合同庁舎警備業務及び同庁舎第二別館の受付業務委託における設計額の積算について、改善が必要と認められるものがあった。 (以下省略)	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 財産管理事務については、関係法令の理解及び業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 不支給の旅費については、平成27年3月6日に本人に支給した。また、旅行命令の経路の誤りについては、本人が修正した。 今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。  要改善事項については、積算書中の仮眠時間数と仕様書から算出される仮眠時間数が一致していなかったことによるものであり、積算書と仕様書の内容が一致するよう、平成27年度から積算を是正した。また、夜勤手当及び宿直手当については、足柄上合同庁舎の再整備に伴う警備内容の変更等が見込まれることから、同様な業務を委託している他所属の手当の積算状況等も踏まえ、平成28年度の契約に向けて、より合理的な積算方法を検討することとした。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	平成27年3月18日 (平成27年2月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、河川法に基づく土地占用料(212,260円)に係る延滞金を徴収していないものが2件、3,000円あった。 2 契約事務において、オイルタンク漏洩点検及びボイラー総合開放点検業務	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものであり、平成27年3月16日及び同年4月6日に納付された。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに

		<p>委託（契約金額 342,900 円）の実施に当たり、ボイラー総合開放点検報告書の提出を受けていないにもかかわらず、契約金額を支払っていた。</p> <p>3 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 1 件、859 円を支給していなかった。</p>	<p>に、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、神奈川県財務規則等関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 旅費については、平成 27 年 3 月 3 日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	---	---